

平成 23 年 2 月 25 日

各 位

東京都港区赤坂一丁目 1 1 番 4 4 号
株式会社リサ・パートナーズ
代表取締役社長 田中敏明
(コード番号：8924 東証1部)
問合せ先 執行役員財務本部長 春山昭彦
電話番号 03 (5573) 8011 (代表)

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、平成23年2月25日開催の取締役会において、種類株式発行及び全部取得条項に係る定款一部変更並びに当社による全部取得条項付普通株式の取得につき、平成23年3月25日開催予定の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）及び当社普通株式を有する株主様による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 種類株式発行及び全部取得条項に係る定款一部変更の件

(1) 変更の理由

平成 22 年 12 月 15 日付当社プレスリリース「NEC キャピタルソリューション株式会社による当社株券等に対する公開買付けの結果並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」等においてお知らせしましたとおり、NEC キャピタルソリューション株式会社（以下「NEC キャピタルソリューション」といいます。）は、平成 22 年 11 月 1 日から平成 22 年 12 月 14 日までを公開買付期間として、当社を完全子会社化することを目的として当社株券等に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施しました。本公開買付け及びその後の当社発行の第 1 種優先株式の普通株式を対価とする取得請求権の行使の結果、NEC キャピタルソリューションは、平成 22 年 12 月 31 日現在、当社普通株式 369,204 株（自己株式を除く当社発行済普通株式数に対する割合 88.36%）を保有するに至っております。

平成 22 年 10 月 29 日付 NEC キャピタルソリューションのプレスリリース「株式会社リサ・パートナーズ株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」において公表されておりますとおり、NEC キャピタルソリューションは、当社の事業ポートフォリオの転換・事業構造の適正化及び財務状況の健全化等を含む経営改善のための抜本的な諸施策の実行を通じ、早急に事業環境・資金調達環境の改善を図る必要があると認識していたとのことです。そして、そのための諸施策を効果的に進めていくには、NEC キャピタルソリューションと当社との間でより強固な協力体制を構築するとともに、短期的な利益追求にとらわれない中長期的な経営戦略の策定と遂行、並びにこれらを法令上及び実務上機動的かつ柔軟に実現するための意思決定の確保が不可欠と考えていたとのことです。そのためには、NEC キャピタルソリューションが、本公開買付けを通じて当社を完全子会社化した上で、NEC キャピタルソリューショングループの事業戦略の中で抜本的な改善を推進することが、当社を含めた NEC キャピタルソリューショングループの中長期的な企業価値向上を推進するための最善の方策であるとの結論に至ったとのことです。

当社といたしましても、平成 22 年 10 月 29 日付当社プレスリリース「NEC キャピタルソリューション株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」においてご報告申しあげておりますとおり、事業ポートフォリオの転換・事業構造の適正化及び財務状況の健全化等を含む経営改善のための抜本的な諸施策の実行を通じ、早急に事業環境・資金調達環境の改善を図る必要があります、NEC キャピタルソリューションとのより強固な協力体制を構築するとともに、短期的な利益追求にとらわれない中長期的な経営戦略の策定と遂行、並びにこれらを法令上及び実務上機動的かつ柔軟に実現するための意思決定体制の確保が必要不可欠であるものと判断いたしました。そのためには、NEC キャピタルソリューションの完全子会社となることにより、NEC キャピタルソリューショングループの事業戦略の中で抜本的な改善を推進することが、当社の中長期的な企業価値の向上を実現するための最善の方策であるとの判断に至りました。

以上の点を踏まえ、当社は、本定時株主総会及び本種類株主総会において株主様のご承認をいただくことを条件として、NEC キャピタルソリューションの完全子会社となるために、以下の①及び②の手続（以下「本完全子会社化手続」と総称します。）を実施することといたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、従前の普通株式及び第 1 種優先株式に加えて、下記（2）の定款変更案第 9 条の 11 に定める内容の株式（以下「A 種種類株式」といいます。）を発行する旨の定め、及び、当社の発行するすべての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部（当社が保有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得する場合において、全部取得条項付普通株式 1 株の取得と引換えに、A 種種類株式を 0.0000189 株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。
- ② 会社法第 171 条第 1 項及び上記①による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、全部取得条項付普通株式の取得対価として、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株の取得と引換えに A 種種類株式を 0.0000189 株の割合をもって交付いたします。なお、NEC キャピタルソリューション以外の各株主様に対して取得対価として交付される A 種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。また、交付される A 種種類株式が 1 株未満の端数となる各株主様につきましては、会社法第 234 条その他の関係法令の定めに従って、最終的には金銭が交付されることとなります。

株主様に対する A 種種類株式の交付の結果生じる 1 株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する A 種種類株式を、会社法第 234 条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社では、会社法第 234 条第 2 項に基づき裁判所の許可を得て NEC キャピタルソリューションに対して A 種種類株式を売却すること、または、会社法第 234 条第 2 項及び第 4 項に基づき裁判所の許可を得て当社が A 種種類株式を買い取ることを予定しております。この場合の A 種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に 36,000 円（本公開買付けにおける当社普通株式 1 株あたりの公開買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が予定どおり得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もありません。

種類株式発行及び全部取得条項に係る定款一部変更の件は、本完全子会社化手続のうち①を

実施するものであり、従前の普通株式及び第1種優先株式に加えて、新たにA種種類株式を発行する旨の定款の定めを新設するほか、当社の発行するすべての普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とし、かつ、当該全部取得条項に従い、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株の取得と引換えに、種類株式発行及び全部取得条項に係る定款一部変更の件による定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式を0.0000189株の割合をもって交付する旨の定款の定めを設けるとともに、これらに伴う所要の変更を行うものであります。

かかる定款の定めに従って当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合には、前記のとおり、NECキャピタルソリューション以外の各株主様に対して交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1条～第5条 (条文省略)	第1条～第5条 (現行のとおり)
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、1,225,800株とし、 <u>1,185,800株</u> は普通株式の発行可能種類株式総数、40,000株は第1種優先株式の発行可能種類株式総数とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、1,225,800株とし、 <u>1,185,700株</u> は普通株式の発行可能種類株式総数、40,000株は第1種優先株式の発行可能種類株式総数、 <u>100株</u> はA種種類株式の発行可能種類株式総数とする。
(新設)	(普通株式に係る全部取得条項) <u>第6条の2 当社は、当社が発行する普通株式について、株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。</u> <u>2 当社が前項の規定に従って普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種種類株式を0.0000189株の割合をもって交付する。</u>
第7条～第9条の10 (条文省略)	第7条～第9条の10 (現行のとおり)
(新設)	<u>第2章の3 A種種類株式</u> (A種種類株式) <u>第9条の11 当社は、残余財産を分配するときは、本優先株主または本優先登録株式質権者に対して第1種優先株式1株につき100,000円が分配された後、A種種類株式を有する株主（以下「A種株主」という。）またはA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A種種類株式1株につき1円（以下「A種残余財産分配額」という。）を支払う。本優先</u>

	株主または本優先登録株式質権者に対して第1種優先株式1株につき100,000円が分配され、かつ、A種株主またはA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産を分配する場合には、A種株主またはA種登録株式質権者は、A種種類株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。
第10条～第41条（条文省略）	第10条～第41条（現行のとおり）

(3) 効力発生日

種類株式発行及び全部取得条項に係る定款一部変更の件に係る定款変更の効力発生日は、平成23年5月2日といたします。なお、種類株式発行及び全部取得条項に係る定款一部変更の件に係る定款変更は、(i) 本定時株主総会において下記「2. 全部取得条項付普通株式取得の件」に係る議案が原案どおり承認可決されること、及び(ii) 本種類株主総会において種類株式発行及び全部取得条項に係る定款一部変更の件のうち、当社の発行するすべての普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とし、かつ、当該全部取得条項に従い、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株の取得と引換えに、種類株式発行及び全部取得条項に係る定款一部変更の件による定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式を0.0000189株の割合をもって交付する旨の定款の定めを設けることに係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として効力を生ずるものといたします。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の件

(1) 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

上記「1. 種類株式発行及び全部取得条項に係る定款一部変更の件」でご説明申しあげておりますとおり、当社は、NECキャピタルソリューションの完全子会社となることにより、NECキャピタルソリューショングループの事業戦略の中で抜本的な改善を推進することが、当社の中長期的な企業価値の向上を実現するための最善の方策であるとの判断に至りました。

全部取得条項付普通株式の取得の件は、上記「1. 種類株式発行及び全部取得条項に係る定款一部変更の件」でご説明申しあげました本完全子会社化手続のうち②を実施するものであり、会社法第171条第1項及び上記「1. 種類株式発行及び全部取得条項に係る定款一部変更の件」による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、上記「1. 種類株式発行及び全部取得条項に係る定款一部変更の件」に係る定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式を交付するものです。

当該交付がなされるA種種類株式の数については、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を0.0000189株の割合をもって交付するものといたします。当該交付がなされるA種種類株式の数は、前記のとおり、NECキャピタルソリューション以外の各株主様に対して当社が交付するA種種類株式の数が1株未満の端数となるように設定されております。

かかる株主様に対するA種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するA種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社では会社法第234条第2項に基づき裁判所の許可を得てNECキャピ

タルソリューションに対してA種種類株式を売却すること、または、会社法第234条第2項及び第4項に基づき裁判所の許可を得て当社がA種種類株式を買い取ることを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に36,000円（本公開買付けにおける当社普通株式1株あたりの公開買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が予定どおり得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

(2) 全部取得条項付普通株式の取得の内容

① 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第171条第1項及び上記「1. 種類株式発行及び全部取得条項に係る定款一部変更の件」による変更後の当社の定款に基づき、取得日（下記②において定めます。）において、取得日前日の最終の当社の株主名簿に記載または記録された当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株の取得と引換えに、A種種類株式を0.0000189株の割合をもって交付するものといたします。

② 取得日

平成23年5月2日

③ その他

全部取得条項付普通株式の取得の件に係る全部取得条項付普通株式の取得は、(i) 本定時株主総会において上記「1. 種類株式発行及び全部取得条項に係る定款一部変更の件」に係る議案が原案どおり承認可決されること、(ii) 本種類株主総会において種類株式発行及び全部取得条項に係る定款一部変更の件のうち、当社の発行するすべての普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とし、かつ、当該全部取得条項に従い、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株の取得と引換えに、種類株式発行及び全部取得条項に係る定款一部変更の件による定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式を0.0000189株の割合をもって交付する旨の定款の定めを設けることに係る議案が原案どおり承認可決されること、及び(iii) 上記「1. 種類株式発行及び全部取得条項に係る定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が生じることを条件として、その効力が生じるものといたします。なお、その他の必要事項については、取締役会にご一任願いたいと存じます。

3. 上場廃止の予定について

本定時株主総会及び本種類株主総会において、種類株式発行及び全部取得条項に係る定款一部変更の件及び全部取得条項付普通株式の取得の件に係る議案がいずれも原案どおり承認可決された場合には、当社普通株式は、東京証券取引所の定める上場廃止基準に該当することとなりますので、平成23年3月25日から平成23年4月25日の間、整理銘柄に指定された後、平成23年4月26日をもって上場廃止となる予定です。

上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

4. 本完全子会社化手続の日程の概要（予定）

本完全子会社化手続の日程の概要（予定）は以下のとおりです。

本種類株主総会に係る基準日公告	平成 22 年 12 月 16 日(木)
本定時株主総会及び本種類株主総会の基準日	平成 22 年 12 月 31 日(金)
本定時株主総会及び本種類株主総会の招集に関する取締役会決議	平成 23 年 2 月 25 日(金)
本定時株主総会及び本種類株主総会開催日	平成 23 年 3 月 25 日(金)
当社普通株式の整理銘柄への指定	平成 23 年 3 月 25 日(金)
当社普通株式の売買最終日	平成 23 年 4 月 25 日(月)
当社普通株式の上場廃止日	平成 23 年 4 月 26 日(火)
定款一部変更の効力発生日	平成 23 年 5 月 2 日(月)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の効力発生日	平成 23 年 5 月 2 日(月)

以 上